

報 第 3 1 号

専決処分報告について

（廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例）

本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和 8 年（2026 年）9 月 7 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 1 1 号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年（2026年）8月17日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第6条の2第4項、同条第5項」を「第6条の2第6項、同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

新潟県柏崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月31日条例第23号）

改正後		改正前
（一般廃棄物の処理基準） 第5条 法第6条の2第6項、同条第7項、第7条第1項及び第6項における一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第3条又は第4条の2の基準の例によるもののほか次のとおりとする。 （1）～（4）（略）		（一般廃棄物の処理基準） 第5条 法第6条の2第4項、同条第5項、第7条第1項及び第6項における一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第3条又は第4条の2の基準の例によるもののほか次のとおりとする。 （1）～（4）（略）